

京都市水道事業特別給水に関する要綱

平成26年3月27日局長決裁（制定）

（目的）

第1条 この要綱は、京都市水道事業条例（以下「条例」という。）第24条に規定する給水装置によらない給水（以下「特別給水」という。）の料金算定その他必要な事項を定めるものとする。

（特別給水の実施）

第2条 京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）は、条例第1条の3に定める本市の区域内において特別給水を実施することができる。

2 特別給水に係る主な事務等の担当については、次のとおりとするほか、別に定めるところによる。

所 属	主な事務等
水道部 管理課	特別給水に係る事務等の統括（第3条第1項に基づく申請の受理及び承認手続を含む。）
水道部 配水管理事務所	特別給水活動並びに給水量の確認及び特別給水に要した費用相当額の算出
水道部 水道管路課	特別給水に係る料金等の調定（水道料金の調定を除く。）及び徴収
総務部 お客さまサービス推進室及び営業所	特別給水に係る水道料金の調定

（申請手続）

第3条 特別給水を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、特別給水依頼書（以下「依頼書」という。別記様式）を提出し、管理者の承認を受けなければならない。ただし、緊急を要するため、事前に依頼書を提出できなかった場合は、事後において、速やかに、申請者の住所及び氏名並びに給水を行った年月日、場所及び用途を記載した報告書を管理者に提出しなければならない。

2 前項の承認を受けた申請者が、自ら調達した給水車両に給水を受けようとするときは、管理者が指定する場所において給水を受けるものとする。

（料金算定）

第4条 特別給水に係る料金等の額は、次の各号に定めるところにより算定した水量によ

る料金の額及び特別給水に要した費用に相当する額との合計額に消費税及び地方消費税相当額を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 水量による料金の額

使用水量1立方メートル当たり326円とする。（使用水量に1立方メートル未満の端数があるとき、又は使用水量が1立方メートル未満のときは、これを1立方メートルに切り上げる。）ただし、管理者が特別の事由があると認めるときは、条例第28条第1項の規定に基づき、減免することができる。

(2) 特別給水に要した費用相当額

次に掲げるところにより算定した職員費、車両経費及び間接費の合計額とする。

ア 職員費の額

別に定める1時間当たりの職員費の額に、当該給水及び立会い等に要した職員数及び時間を乗じて得た額とする。この場合、当該給水及び立会い等に要した職員数には、車両の運転業務に従事した職員数を含むものとし、当該給水及び立会い等に要した時間に1時間未満の端数があるとき又は当該給水及び立会い等に要した時間が1時間未満のときは、これを1時間に切り上げる。

イ 車両経費の額

別に定める車両の走行距離1キロメートル当たりの車両経費の額に、当該給水及び立会い等に要した車両の走行距離を乗じて得た額とする。この場合、走行距離に1キロメートル未満の端数があるとき又は走行距離が1キロメートル未満のときは、これを1キロメートルに切り上げる。

ウ 間接費の額

ア及びイにより算定した職員費の額と車両経費の額との合計額の100分の10とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日以後に決定する使用水量に係る料金について適用する。

(関係要綱の廃止)

- 2 特別給水の料金算定要項は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

特 別 給 水 依 頼 書

京都市公営企業管理者

上下水道局長 様

申 請 者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

下記のとおり給水を申し込みます。

記

給水依頼 年 月 日	
給水場所	
給水の用途	

備 考

課長	係長		係員	